

2 府子保第 6 号  
令和 2 年 4 月 8 日

私立保育園・地域型保育事業保護者 各位

府中市長 高 野 律 雄  
(公印省略)

### 保育施設の臨時休園について (通知)

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ご家庭での保育にご協力いただいておりますことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

昨日、国は、東京都を含む 7 都府県を対象に緊急事態宣言を発令し、その住民に対しては、特にこれまで以上に強く外出の自粛を要請しました。

本市におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、無理のない範囲でのご家庭での保育のご協力を保護者の皆さまにお願いし、安全に最大限配慮しながら、保育運営を継続しておりますが、児童が密集・密接する状況が生じていることから、この度、児童、保護者及び職員の健康と安全を守るため、緊急事態宣言の実施期間中は、本市の保育施設を臨時休園することといたしました。保護者の皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

なお、保護者が次の業務に従事する場合又はご家庭での保育が特に困難な場合には、別紙「休園期間における登園届」を保育園にご提出ください。内容を確認させていただき、保育が不可欠であると判断される場合には、登園をすることができます（対象の保護者の皆さまにおかれましても、国が緊急事態宣言を発令した趣旨を踏まえまして、保育園の利用時間の短縮等にご協力くださいますようお願い申し上げます。）。

また、保育料の減額につきましては、この度の臨時休園においても、欠席日数に応じた、日割りにして減額いたします（この措置は府中市民に限ります。）。

なお、副食費につきましては、各施設が金額及び徴収方法を決めていることから、減額の判断も各施設の判断となりますので、お通りの施設にお問合せください。

#### 1 臨時休園の実施期間

令和 2 年 4 月 13 日（※）から緊急事態宣言の終了まで（当面は 5 月 6 日まで）

※ 勤務先との調整等に要する時間などを考慮し、開始日は 4 月 13 日とします。

なお、それまでの間も、可能な限り登園の自粛にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 2 対象業務

医療、公安（警察、消防等）、保育（学童保育を含む。）、金融、食糧品・医薬品販売、飲食店、公共交通、運輸、物流及び公共インフラ（電気、ガス、水道等）

### 【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電 話：042-335-4172

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

（ご家庭での保育に係る相談）

臨時休園に伴い、ご家庭での保育を行う中で、子育てに関する悩みごとがございましたら、子ども家庭支援センター「たち」までご相談ください。

【子ども家庭支援センター「たち」の連絡先等】

電 話：042-354-8701

メール：kosodate03@city.fuchu.tokyo.jp

（東京都の緊急事態措置に関する問合せ先）

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

電 話：03-5388-0567（午前9時から午後7時まで）